

公立大学法人山梨県立大学教育研究審議会規程

(平成22年4月1日制定 法人第2105号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学定款（以下「定款」という。）第19条に基づき設置される公立大学法人山梨県立大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）について、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）第14条第2項の規定に基づき、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 定款第19条第2項4号に規定する法人の規程で定める教育研究上の重要な組織の長及び代表は、次に掲げる者とする。

(1) 基本規則第31条第1項に規定する副学長

(2) 基本規則第32条第1項に規定する組織の長

(招集等)

第3条 教育研究審議会は、定款第20条第1項の規定により、学長となる理事長（以下「理事長」という。）が招集する。

2 教育研究審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

3 理事長は、やむを得ない事由により、会議を招集できない場合で、書面その他の方法及び議案について委員の承認を得たときは、教育研究審議会の議決があったものとしてすることができる。この場合の議決については、定款第20条第6項の規定を準用する。

(議長の職務代理)

第4条 あらかじめ理事長が指名する委員は、議長に事故があるときはその職務を代理し議長が欠けたときはその職務を行う。

(委員以外の者の出席)

第5条 理事長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録)

第6条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第7条 教育研究審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月27日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年10月1日から施行する。